

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年9月29日

【会社名】 株式会社スマートバリュー

【英訳名】 Smartvalue Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渋谷 順

【本店の所在の場所】 大阪市西区靱本町二丁目3番2号

【電話番号】 06-6448-1711（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画管掌 藤原 孝高

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区靱本町二丁目3番2号

【電話番号】 06-6448-1711（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画管掌 藤原 孝高

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年9月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年9月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 15.0円 総額 32,595,000円

ロ 効力発生日

平成29年9月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

渋谷一正、渋谷順、田村靖博、山田幸人、原正紀、藤原孝高、寺田有美子の7名を選任する。

第3号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額100百万円以内から年額150百万円以内に改定する。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額10百万円以内から年額15百万円以内に改定する。

第6号議案 取締役に対する株式付与による報酬決定の件

取締役に対して譲渡制限特約付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、年額40百万円以内、譲渡制限特約付株式の総数は年10,000株とする。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

第7号議案 監査役に対する株式付与による報酬決定の件

監査役に対して譲渡制限特約付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、年額6百万円以内、譲渡制限特約付株式の総数は年1,500株とする。また、各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議において決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	16,777	41	0	(注) 1	可決 99.7
第2号議案					
渋谷 一正	16,805	13	0	(注) 2	可決 99.9
渋谷 順	16,805	13	0		可決 99.9
山田 幸人	16,805	13	0		可決 99.9
田村 靖博	16,805	13	0		可決 99.9
原 正紀	16,805	13	0		可決 99.9
藤原 孝高	16,805	13	0		可決 99.9
寺田 有美子	16,804	14	0		可決 99.9
第3号議案	16,810	8	0	(注) 3	可決 99.9
第4号議案	15,646	1,172	0	(注) 1	可決 93.0
第5号議案	16,722	96	0	(注) 1	可決 99.4
第6号議案	15,714	1,104	0	(注) 1	可決 93.4
第7号議案	15,703	1,115	0	(注) 1	可決 93.4

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。